別記様式（第三条関係）

（縦6.0cm　横9.0cm）

（表）

第　　号

身　分　証　明　書

役職及び職名
氏　　名
生　年　月　日

障害者の雇用の促進等に関する法律第八十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十二条第一項の職員であることを証明する。

年　　月　　日　発行
年　　月　　日　限り有効

顔写真

国　土　交　通　大　臣
（地方運輸局長）
（運輸監理部長）　印

（裏）

障害者の雇用の促進等に関する法律抜粋

（報告等）

第八十二条　厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、この法律を施行するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業主等、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を命じ、又はその職員に、事業主等若しくは在宅就業支援団体の事業所若しくは在宅就業障害者が業務を行う場所に立ち入り、関係者に対して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員に関する特例）

第八十五条の二

2　船員等に関しては、（中略）第八十二条第一項中「厚生労働大臣又は公共職業安定所長」とあるのは「国土交通大臣」と、「事業主等、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体」とあるのは「事業主等若しくは在宅就業障害者が業務を行う場所」と、「事業主の事業所」とあるのは「事業主の事業所」と、同項、第八十四条第一項及び前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

第八十六条　事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

五　第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

○国土交通省令第二十三号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭審査）

第十一条の五　令第百四十七条の四において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によって口頭審査の期日に審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であって審査庁（同法第九条第一項に規定する審査庁をいう。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

別記第六号様式、第七号様式、第十五号の二様式、第十五号の三様式、第十七号様式、第十八号の五様式、第十八号の七様式、第十八号の九様式、第十八号の十一様式、第二十号の二様式、第二十三号の二様式、第二十七号様式、第三十号の二様式、第三十五号の五様式、第四十六号様式、第四十九号の二様式、第四十九号の六様式及び第五十号様式中「60日」を「3か月」に改め、「ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。」を削る。

別記第五十号の四様式及び第五十号の七様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記第五十号の十三様式及び第五十号の十六様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記第六十三号様式、第六十七号様式、第六十七号の二様式及び第六十七号の六様式中「60日」を「3か月」に改め、「ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。」を削る。

（ボーム、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部改正）

第十二条　ボーム、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則（昭和二十六年運輸省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出し中「処分」を「処分等」に改め、同条中「競走実施機関がこの省令の規定によりした処分」を「この省令の規定による競走実施機関の処分又はその不作為」に改め、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、競走実施機関の上級行政庁とみなす。